

議 案 書

教育委員会
令和 7 年 1 月定例会

議 事 日 程

日 程 1	第 1 号議案 …………… 学びの多様化学校（長崎市立桜馬場中学校 分教室）の開設場所について	P 3 ～ 4
日 程 2	第 1 号報告 …………… 長崎市立学校通学区域審議会の審議結果に ついて	P 5 ～ 8
日 程 3	第 2 号報告 …………… 日吉自然の家運営協議会の審議結果につい て	P 9 ～ 1 2
日 程 4	第 2 号議案 …………… 議会の議決を経るべき議案についての意見 の申出について	P 1 3 ～ 1 5
日 程 5	第 3 号報告 …………… 長崎市教育支援委員会の審議結果について	P 1 6 ～ 1 8

第 1 号議案

学びの多様化学校（長崎市立桜馬場中学校分教室）の開設場所について

学びの多様化学校（長崎市立桜馬場中学校分教室）の開設場所を以下のとおりとする。

長崎市魚の町 5 番 1 号

令和 7 年 1 月 2 2 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

学びの多様化学校（長崎市立桜馬場中学校分教室）を令和 8 年 4 月 1 日に開設するにあたり、開設場所を定めたいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 6 号の規定に準じて教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(6) 学校その他教育機関の敷地の選定及び変更を決定すること。

〔 以下、略 〕

第 1 号報告

長崎市立学校通学区域審議会の審議結果について

令和 7 年 1 月 1 0 日に開催した長崎市立学校通学区域審議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 7 年 1 月 2 2 日提出

長崎市立学校通学区域審議会

会 長 藤 本 登

理 由

長崎市立学校通学区域審議会の審議結果について、長崎市立学校通学区域審議会規則第 1 0 条の規定に基づき教育委員会へ報告する。

「別紙」

長崎市立学校通学区域審議会の審議結果

1 日 時 令和7年1月10日(金) 11:00～12:00

2 場 所 長崎市役所7階大会議室A

3 出席者 委 員 14人中13人出席

4 審議概要

(1) 長崎市学びの多様化学校の開設による長崎市立桜馬場中学校分教室の設置に伴う通学区域の設定について

5 審議結果

本審議会として、「桜馬場中学校分教室の通学区域を市内全てとする」ことは妥当であるとの結論に達した。

6 主な意見等

(1) 今回の分教室の設置を「学びの多様化学校」の設置の第一歩と位置付けるのであれば、通学しやすい範囲に通学区域を絞ったほうが良いとの意見もあった。

(2) 通学区域が長崎市内全域となることから、遠方から登校する生徒への交通費の補助やスクールバスの導入をお願いしたい。

(3) 現在、困り感を抱える子どもが長崎市内にも多数いる現状がある。今後、受け入れ生徒数の拡大や小学校児童の受け入れ開始、また、本校化して長崎市内に複数校を設置するなど「学びの多様化学校」

の発展的な在り方や拡充について、スピード感をもって、継続した検討をお願いしたい。

- (4) 「学びの多様化学校」の運営について、管理職や教員、カウンセラー等の適正な人的配置とともに、教育課程の在り方や行事への参加、受け入れ生徒の選考方法などの受け入れ環境の充実・整備をしっかりと行っていただきたい。

「参 照」

○ 長崎市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第 2 条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関」という）
の附属機関は、別表のとおりとする。

別表

〔 一 部 省 略 〕		
教育委員会	長崎市立学校通 学区域審議会	市立の小学校及び中学校の通学 区域の設定及び変更に関する重 要事項の調査審議に関すること。

○ 長崎市立学校通学区域審議会規則（抜粋）

（結果報告）

第 1 0 条 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を教育
委員会に報告しなければならない。

第 2 号 報 告

日吉自然の家運営協議会の審議結果について

令和 6 年 1 2 月 2 6 日に開催した日吉自然の家運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 7 年 1 月 2 2 日 提 出

日吉自然の家運営協議会

会 長 中 尾 善 蔵

理 由

日吉自然の家運営協議会の審議結果について、日吉自然の家条例施行規則第 1 7 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

日吉自然の家運営協議会の審議結果

1 日時 令和6年12月26日（木）14時から16時まで

2 場所 日吉自然の家 研修室A

3 出席者 委員 10人中9人出席

事務局 生涯学習施設課長、同課施設活用係長、同課職員、
学校教育課職員

指定管理者 所長、管理グループ専門課長、教育研修グループ長、教育研修グループ専門課長、教育研修グループ主任

4 審議概要

(1) 報告事項

ア 令和6年度及び令和7年度における修繕等の予定

イ 企業の森づくり（日吉自然の家 トランスコスモスの森）

(2) 審議事項

ア 令和6年度 日吉自然の家事業報告（4～11月）

イ 令和7年度 日吉自然の家事業計画

5 主な意見

(1) 敷地内の遊歩道の整備について、間伐材を利用した階段の整備を行っているが、耐久性がないので、階段の枕木等は恒久的に使用できるコンクリート製などの製品を導入できないか。

(2) トイレが建物内にしか設置されていないため、屋外活動中にトイレを利用するためには建物内に行く必要があり、不便であるため屋外にトイレを設置してほしい。

- (3) イベントへの参加料について、物価や賃金が上昇しているので、金額を見直し、少し高く設定してもよいのではないかな。
- (4) イベントの広報について、市PTA連合会の広報誌、Instagram・フェイスブックの活用や、教育委員会が保護者向け連絡ツールとして導入している「tetoru」の活用を検討してはどうか。
- (5) 未就学児は、宿泊は難しいが日帰りのイベントには参加でき、体験学習のニーズはあると考える。未就学児の屋外での活動には危険が伴うと思うが、施設職員や親が協力して、未就学児も屋外で自然にふれあいながら、ものづくり体験等の活動ができれば、もっと人が集まる施設になると思う。
- (6) イベント事業の対象者について、「一般・親子」と記載されているものがあるが、親子の子どもとは何歳くらいを想定しているのか、また、一般と親子はあえて分けて記載しているのか、親子と記載してある事業は必ず親子でないと参加できないのか、少し分かりづらいので表記を見直してはどうか。

「 参 照 」

○ 日吉自然の家条例（抜粋）

（日吉自然の家運営協議会）

第 1 4 条 日吉自然の家の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、日吉自然の家運営協議会を置く。

〔 以下、略 〕

○ 日吉自然の家条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第 1 7 条 条例第 1 4 条に規定する日吉自然の家運営協議会の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 2 号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、
原案のとおり了承する。

1 令和 6 年度長崎市一般会計補正予算

別紙のとおり

令和 7 年 1 月 2 2 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 2 号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別紙」

令和6年度 一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
10.6.7〔社会教育費・日吉自然の家費〕 施設管理運営費 日吉自然の家運営費	398	318	-	-	-	80
10.6.10〔社会教育費・恐竜博物館費〕 施設管理運営費 長崎のもぞき恐竜パーク運営費（恐竜博物館）	223	178	-	-	-	45
10.8.1〔市民会館費・市民会館総務費〕 市民会館管理運営費 市民会館運営費	2,784	2,227	-	-	-	557
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
小 計	3,405	2,723	-	-	-	682
合 計	3,405	2,723	-	-	-	682

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(12) 法第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

〔以下、略〕